

## 家屋評価システム更新・保守業務プロポーザル選考実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

家屋評価システム更新・保守業務

#### (2) 業務の内容

「家屋評価システム更新・保守業務仕様書（以下「仕様書」という）」のとおりとする。

#### (3) 履行場所

泉大津市役所(泉大津市東雲町9番12号)

#### (4) 契約期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日まで

\*ただし、システム賃貸借契約は長期継続契約（5年）とし、保守契約は単年度ごとの契約とする。

#### (5) 予定価格

月額128,000円を限度とする。（消費税及び地方消費税抜き）

\*上記価格には、システム賃貸借契約及び保守契約を含むものとする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び「泉大津市建設工事等入札参加資格審査要綱」第3条に該当しない者。
- (2) 本案件募集の日から契約締結日までの間、「泉大津市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止及び指名回避の措置を受けていない者。
- (3) 本案件募集の日から契約締結日までの間、「泉大津市暴力団排除条例」に規定する入札参加への排除措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (6) 平成29・30年度泉大津市入札参加資格があること。
- (7) 自治体において家屋評価システムの導入及び保守業務の実績があること。

### 3 プロポーザル実施スケジュール

募集開始	平成 29 年 4 月 17 日（月）
参加表明書受付期間	平成 29 年 4 月 17 日（月）～4 月 27 日（木）
質問書提出期間	平成 29 年 4 月 17 日（月）～4 月 27 日（木）
質問書回答日	平成 29 年 5 月 2 日（火）
提案書等提出期間	平成 29 年 5 月 8 日（月）～5 月 18 日（木）
プレゼンテーション	平成 29 年 6 月 6 日（火）（予定）
選定結果通知発送	平成 29 年 6 月 16 日（金）

### 4 応募の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、必要な書類を受付期間内に提出すること。

#### (1) 応募書類等の配布と受付

##### ア 配布期間

平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 4 月 27 日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

##### イ 配布場所および受付場所

泉大津市総務部税務課固定資産税係  
住 所：泉大津市東雲町 9 番 12 号  
電話番号：0725-33-1131

##### ウ 配布方法

上記イの場所で配布するほか、泉大津市ホームページからダウンロード。  
なお、郵送による配布は行いません。

##### エ 参加表明書受付期間

平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 4 月 27 日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

##### オ 参加表明書の提出方法

電子メールにより提出の意向を通知するとともに、受付期間内に参加表明書（様式 1）及び提出書類（様式 2，3）を添えて持参または郵送にて送付すること。  
ただし、郵送により提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書の受け付けはできません。

#### (2) 質問書の提出について

##### ア 質問書提出期間

参加表明書提出後～4 月 27 日（木）午後 5 時まで

##### イ 質問書提出方法

事業者の代表1名のみが質問できることとし、質問書（様式5）にて電子メールにより提出すること。なお、その場合は電子メールの件名の行頭に【家屋評価システム質問関係（会社名）】と必ず記述すること。また、質問がない場合でも、一斉回答を実施するための連絡先を電子メールにより通知すること。なお、その他の手段での問合せは一切不可とする。

\*メール容量が2MB以上となる場合はサーバーの設定により受信できませんので、添付ファイルの容量にはご注意ください。

#### ウ 質問への回答

質問内容とその回答は、内容に関わらず全ての参加者へ同一のものをメールにて送付する。回答は平成29年5月2日（火）に一斉回答する。なお、以降の質問は受け付けないものとする。

### 5 提案書等について

#### (1) 提案書の作成について

家屋評価システム導入にあたり提案資料の提出を依頼するものである。以下の項目を基本条件として、提案資料を作成すること。

##### 《基本条件》

- ・本システムに係る運用保守作業も提案の対象とすること。

依頼する提出書類は、以下のア、イ、ウとする

#### ア 企画提案書

別紙仕様書等の記載内容を十分に理解したうえで、「泉大津市家屋評価システム更新・保守業務企画提案書」（以下「提案書」という）を作成すること。A4用紙50ページ以内で8部作成することとする（両面印刷は不可。表紙、目次は50ページに含まないものとする）。

なお、提案書の作成にあたっては、以下の項目ごとに提案内容をまとめること。

- ① 提案ポイント
- ② 取組体制及び導入実績等
- ③ 導入スケジュール・事業実施工程
- ④ システムについて
- ⑤ システム運用保守
- ⑥ 評価替え対応
- ⑦ 情報セキュリティー
- ⑧ その他

#### イ 機能要件回答書

提案システムの機能適合を把握するため【別紙1】機能要件回答書に下記のとおり

り対応状況を記載すること。

(ア) 提出書類については、A4で作成すること。

(イ) 8部提出すること。

(ウ) 回答欄については、以下の方法で記載を行うこと。

① 記入方法は下記のとおりとする。

○ パッケージシステムで対応済み

△ カスタマイズで対応

× 対応不可

注1) 重要事項については、特に本市が重要としている機能としていることから、回答欄で「×」がつく場合には、今回の調達是不採用とする。

注2) すべての機能について実現できているかをデモンストレーションで判断する時間をとることは難しいため、優先交渉権者となった業者とは改めて確認することがある。

② 「説明／代替案等」欄は機能を評価する本市審査委員がイメージできるように具体的に記載すること。

③ 回答欄で「△」とした場合は、カスタマイズ金額を記載すること。

#### ウ 提案システム見積書

提案システムの賃貸借及び保守に関する見積書の提出を依頼するものとする。

(ア) 見積書は賃貸借契約と保守契約を区分して各1部提出すること

(表紙に代表者名記載と押印のこと)

(イ) 見積書の書式は任意のものとする

(ウ) 月額及び5年間(60ヵ月)の総額をわかりやすく記載すること

(エ) 消費税および地方消費税を含まない金額とすること

(オ) ハードウェア及び設置等に関する全ての費用、ソフトウェアに関する全ての費用について、いずれも仕様書の要件を満たし安定稼働のために必要と思われる経費を項目明示し記載すること。

(カ) 機能要件回答書の重要項目に適合するために、カスタマイズを要する場合、カスタマイズに必要な費用も含んだ金額とすること。

#### エ 公的資格保有証明書の写し

下記の証明書の写しを提出するものとする。

・「ISO9001」

・「ISO27001」又は「プライバシーマーク」

#### (2) 提案書等資料の提出期限

平成29年5月8日(月)～平成29年5月18日(木)午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

ただし、郵送により提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出先

泉大津市総務部税務課固定資産税係

(4) 提出部数

ア	家屋評価システム提案一覧書（様式 4）	1 部
イ	企画提案書	8 部
ウ	提案システム機能要件回答書	8 部
エ	提案システム見積書	各 1 部（賃貸借契約・保守契約）
オ	公的資格保有証明書の写し	各 1 部

6 プレゼンテーション参加者の選定について

参加者が 6 社以上に達した場合は、家屋評価システム機能要件回答書（400 点満点）によりプレゼンテーション参加者の選定を行い、得点の高い順に 5 社を選出する。ただし、5 位が同得点の場合、5 社以上を選出することがある。なお、機能要件回答書の採点基準については、減点方式を採用することとする。

参加者の選定を実施する場合のみ、5 月 2 日（火）に全参加者にメールで通知するものとする。また、選定の結果（順位・点数を除く）については、5 月 25 日（木）に電子メールで通知するものとし、公表は行わない。

7 提案システムのプレゼンテーションについて

提出された提案書、機能要件回答書をもとに、委員に対してプレゼンテーションを実施するものとする。日時は、平成 29 年 6 月 6 日（火）を予定しているが、詳細は別途通知する。各社 50 分間（プレゼン 30 分以内（デモンストレーション含む）＋質疑応答 20 分以内）を予定している。

なお、プレゼンテーションは、当該業務の責任者（プロジェクトマネージャー等）が実施することを基本とする。

また、プレゼンテーションに必要な機器や費用は、全て提案者が用意すること。なお、実施会場、電源、机、椅子、スクリーンは市側で用意する。

8 選定について

(1) 評価及び選定方法

本審査を公正に行うため、家屋評価システム導入事業者選定審査委員会を設置し、

提出された提案書類（企画提案書、機能要件回答書、見積書）、プレゼンテーションにより総合的に評価し優先交渉権者を選定する。ただし、【別紙 1】システム機能要件回答書で「×」評価になった機能について、重要項目を満たさない、もしくは業務に支障をきたす可能性があるとして判断した場合、優先交渉権者とししないものとする。

なお、最高点者が複数の場合は、提案金額の合計が安価な者を優先交渉権者とする。

#### (2) 採点基準

提示価格を 100 点満点、プレゼンテーションを 300 点満点、機能要件回答書（400 点満点）のプレゼンテーション参加者選定時の点数を持ち越して採点する。なお、合計点数が 400 点に満たない場合は優先交渉権者となる資格はないものとする。

#### (3) 参加者 1 社時の選定

参加者が 1 社となった場合でも、本プロポーザル選考を実施するものとする。ただし、採点結果が 400 点に満たない場合は優先交渉権者となる資格はないものとする。

#### (4) 選定結果の通知

平成 29 年 6 月 16 日（金）にプレゼンテーションの参加者に選定結果を郵送する。

#### (5) その他

選考経過については一切公表しない。ただし、優先交渉権者の社名及びプレゼンテーション全参加者の点数については、泉大津市ホームページで公表する。なお、辞退者の点数は公表しない。また、選考結果に対する問合せについては受け付けない。

### 9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会  
が失格と認めた場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場  
合
- (6) 見積書の金額が、予定価格を超過した場合

### 10 契約の締結等について

- (1) 選定結果の通知後速やかに、優先交渉権者と提出された提案書・見積書等をもとに協議を行い、問題がなければ、当該業者を契約者として決定し、契約締結を行

うものとする。

- (2) 優先交渉権者が決定した後に、優先交渉権者が辞退もしくは失格となった場合、次点者を繰り上げるものとする。ただし、合計点数が 400 点に満たない場合は優先交渉権者となる資格はないものとする。
- (3) 契約書の作成に要する経費は契約事業者の負担とする。
- (4) 契約保証金は免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。

#### 1 1 注意事項

- (1) 本提案依頼に基づき提案のあった参加者に対して、将来のシステム調達の保証を行うものではない。
- (2) 提案された情報・資料については返却しないものとする。
- (3) 提案された資料等の作成及び提出に必要な費用は、各参加者の負担とする。
- (4) 提案された情報については、後日問合せを行う場合がある。
- (5) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。
- (6) 企画提案書、見積書及び機能要件回答書を提出後に差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

#### 1 2 本件に関する連絡先及び照会先

泉大津市 税務課固定資産税係 担当：寺田

TEL：0725 - 33 - 1131

E-mail：zeimu@city.izumiotsu.osaka.jp